

市第 101 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意について

1 議案の趣旨 (議案書 223 ページ)

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

2 提案理由 (議案書 226～227 ページ)

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

※根拠法令の条文は議案書 228～229 ページに記載

3 議案の概要

第 1 対象路線 (議案書 223 ページ)

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで)
- (2) 神奈川県道高速湾岸 (金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで)
- (3) 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- (4) 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- (5) 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- (6) 横浜市道高速横浜環状北線
- (7) 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

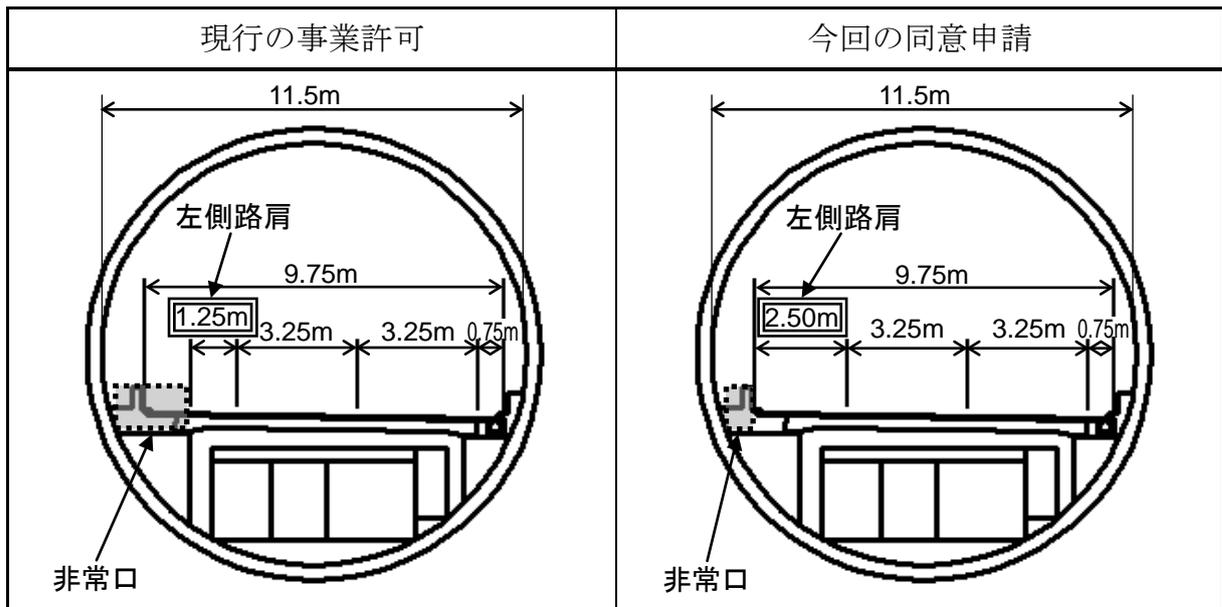
- (1) 横浜市道高速横浜環状北線に関する工事の内容の変更 (議案書 223～224 ページ)

- ・工事の内容のうち、路肩の標準幅員を下表のように変更する

左側の路肩の標準幅員

構造による区分	現行の事業許可	今回の同意申請
橋りょう高架部分	1.25m	1.75m
土工(堀割)部分	1.25m	1.75m
トンネル部分(開削トンネル部)	1.25m	1.75m
トンネル部分(シールドトンネル部)	1.25m	2.50m

例) トンネル部分 (シールドトンネル部)



(2) 料金の額及びその徴収期間に関する変更 (議案書 224~226 ページ)

ア 料金割引の実施期間の延長 (詳細 資料4-1)

- ・現行の事業許可において、実施期間が平成 25 年度末までとされ、現在実施されている次の①から⑤の料金割引を平成 27 年度末まで延長する

- ① 会社間乗継割引 (NEXCO との乗継割引)
- ② 羽田空港アクセス割引
- ③ 大口・多頻度割引 (契約単位割引)
- ④ 大口・多頻度割引 (車両単位割引のうち平成 24 年 1 月から拡充された分)
- ⑤ 中央環状線迂回利用割引

イ 料金割引における消費税の表示方式の変更 (詳細 資料4-1)

- ・割引額に関する消費税の表示を、現行許可の内税方式から外税方式へ変更する

例) 会社間乗継割引 (大型車) の割引額

	割引額	備考
現行の事業許可	200 円 (消費税等相当額込)	消費税率が引き上げられても、割引額は変わらない
今回の同意申請	190.47 円 ※上記の額に消費税額等相当額を加算し、10 円単位の端数処理を行う	消費税率が引き上げられた際には、割引額に反映される

ウ その他

- ・現行では全て四捨五入により行うこととされている 10 円単位の端数処理について、国土交通大臣に届出を行うことで一部を切捨てにより行うことができるようにするためのただし書の追加
- ・事業許可書の表現をわかりやすくするための文言の整理 など
例) 「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税に相当する額」に改める

首都高速道路料金割引 現行の事業許可と今回の同意申請の比較

割引の名称	割引の概要	実施期間		割引額・割引率		
		現行の事業許可	今回の同意申請	現行の事業許可	今回の同意申請	
① 会社間乗継割引 (NEXCOとの乗り継ぎ割引)	【割引適用区間】 ○NEXCO(横浜横須賀道路)との乗継割引 (並木JCT⇄杉田出入口間) ○NEXCO(横浜横須賀道路)との乗継割引 (狩場JCT⇄阪東橋出入口間) ○NEXCO(横浜新道・第三京浜)との乗継割引 (三ツ沢JCT⇄子安出入口間、及び三ツ沢JCT⇄みなとみらい出入口間)	平成25年度末まで	平成27年度末まで	【消費税込の表示】 普通車:100円 大型車:200円	【消費税抜の表示】 普通車:95.23円 大型車:190.47円 ※上記の額に消費税等相当額を加算し、 10円単位の端数処理を行う。	
② 羽田空港アクセス割引	○出発地または到着地が空港中央出入口または湾岸環八出入口である場合は、実際よりも短い料金距離を適用。	平成25年度末まで	平成27年度末まで	料金距離の計算経路に応じて、 0～8.3km短縮	変更なし	
③ 大口・多頻度割引	契約単位割引	○利用金額が100万円/月を超え、かつ、車両1台当たりの平均利用額が5000円/月を超える場合は、契約者の1か月の首都高の利用金額の合計に対し割引率を適用した金額を割り引き。	平成25年度末まで	平成27年度末まで	10%割引	変更なし
	車両単位割引	○1か月の首都高の利用金額に応じて、割引率を適用した金額を割り引き。 ※平成24年1月から割引率を最大20%に拡充	平成62年9月まで 拡充前は平成25年度末まで	変更なし 拡充前は平成27年度末まで	最大20%割引 ※拡充前は、最大12%	変更なし
⑤ 中央環状線迂回利用割引	○東京都心を迂回して中央環状線で遠回りした利用に対し適用。 ※横浜市内の出入口については、中央環状品川線の開通後から適用されます。	平成25年度末まで	平成27年度末まで	【消費税込の表示】 普通車:100円 大型車:200円	【消費税抜の表示】 普通車:95.23円 大型車:190.47円 ※上記の額に消費税等相当額を加算し、 10円単位の端数処理を行う。	
⑥ 電気自動車割引	○ETC車で事前に登録をしたEVが首都高を利用した場合に適用。 ※現行の事業許可に含まれているが未実施。	国土交通大臣が別に指示する日から 平成25年度末まで	変更なし	50%割引	変更なし	
⑦ 環境ロードプライシング割引	○横羽線「大師～浅田」間を通行せずに、湾岸線「川崎浮島ジャンクション～大黒ジャンクション」を利用するETC大型車に適用。	平成62年9月まで	変更なし	20%(ただし、利用区間によって割引額が異なる) 【消費税込の表示】 140円～850円	20%(ただし、利用区間によって割引額が異なる) 【消費税抜の表示】 133.33円～809.52円 ※上記の額に消費税等相当額を加算し、 10円単位の端数処理を行う。	

※表に記載した割引はETC車を対象

【参考】首都高速道路の基本料金(現行の事業許可)

車種区分	料金距離				
	6km以下	6km超～ 12km以下	12km超～ 18km以下	18km超～ 24km以下	24km超
普通車	476.19円	571.42円	666.66円	761.90円	857.14円
大型車	952.38円	1,142.84円	1,333.32円	1,523.80円	1,714.28円

※上記の額に消費税等相当額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行う。